

新型コロナ禍の下で高まるユニバーサル・ベーシックインカムへの注目

新型コロナ禍への対応策に終わりが見えない中、世界各国で、全ての個人に少額のキャッシュを支給するユニバーサル・ベーシックインカム(UBI)に対する注目度が高まっています。既存の所得保障制度と何が本質的に違うのか、UBIの利点・難点を整理し、日本への導入の余地はあるのかを考察します。

ユニバーサル・ベーシックインカム(UBI)とは

新型コロナウイルス感染症(以下、新型コロナ禍)への対策として、日本の1人一律10万円の特別定額給付金も含め、世界各国で様々なタイプの所得保障の措置が打ち出されたり議論されたりしています。中には、ユニバーサル・ベーシックインカム(UBI)、あるいは類似の制度として受け止められているものもあります。

何を以てUBIと見なすのかも議論の対象となりますが、ここでは、UBIの世界的な啓蒙団体であるBIEN(Basic Income Earth Network)の定義を用いることとします。すなわち、UBIの基本的な特性は、①定期的に、②キャッシュで、③個人を対象に、④ユニバーサルに、⑤要件規定を行うことなく支給される、という5点から成ります(図

表を参照)。

「想定外の事態」への対応力

UBIの主たる目的は、誰もが一定の経済的な保障により自由と安全を得られるようにすることです。これは社会扶助・社会福祉において一般的な理念と言え、その実現のための所得保障の制度は多くの諸国において既に整備されています。それにも関わらず、UBIが今、世界的に注目される背景には、既存の制度では足下の困難に必ずしも十分に対応できないという認識が広がっているからに他なりません。

一般に、所得保障や社会扶助の制度は、個人が所得を得る方法を一通り試みた上で、それでも最低限の収入確保が困難な場合のバックアップ

図表 UBIの基本特性

定期的	定期的に(例えば毎月)支給される。1回切りの支給ではない
キャッシュ	受給者が使い方を自由に決定できる媒体で支給される。現物(食料やサービス等)、用途限定のバウチャーなどではない
個人	個人ベースで支給。世帯ベースではない
ユニバーサル	全員に支給される。資力テストを伴わない
要件規定無し	就労あるいは就労の意思表示の義務を伴わない

(出所)BIEN ウェブサイト(<https://basicincome.org/about-basic-income/>)より野村資本市場研究所作成

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村證券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村證券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。

プとして位置づけられるものです。しばしば、就労努力を求めたり、収入や資産に関する要件を伴ったりします。

しかしながら、経済・社会の変化のスピードが速くなり、また、家族の形態、生き方や働き方を定型化するのは困難になっているのが実情です。自然災害の激化や今般の新型コロナ禍など、「想定外の事態」も頻発するようになっていきます。UBIであれば、要件が実情に合わず支給対象に漏れが生じたり、資格判定に時間を要し事態が深刻化したりするといったことを回避できます。この包括性と迅速さが、UBIの一つの利点として従来以上に評価されている可能性があります。

格差拡大・社会的矛盾への対応力

UBIに対する関心の高まりの背景に、グローバル金融危機以降の、世界的な格差、不平等の深刻化があるとも指摘されています。グローバリゼーションの進展、テクノロジーの進歩は、格差を緩和ではなく深刻化させる方向に働いているのではないかと、いう認識です。また、将来的に、人工知能をはじめとする技術革新により、多岐にわたる職種が機械に代替され、人間の雇用が失われる可能性も指摘されています。UBIを上手く導入できれば、格差拡大に歯止めがかからなくなり、社会不安が増幅するような事態の未然防止に繋がるのではないかと、いう期待もあるものと思われまます。

さらに、新型コロナ禍により、社会機能を維持するために不可欠な職種が、必ずしも十分な報酬を伴わないという社会的な矛盾が顕在化しました。例えば、看護、介護、清掃、配達などはコロナ禍との闘いにおいて貢献している職種と言えますが、彼らほど直接的に社会機能維持に貢献しないが高所得な人々もいる、といった対比が行なわれ始めています。UBIがこのような社会的矛盾の緩和に寄与しうることも認識されているようです。

勤労意欲の減退の可能性

UBIに対する代表的な批判が、働かなくても一定の所得が得られることにより勤労意欲が減退し、雇用や労働市場に悪影響を及ぼすというものです。怠惰さが容認されるだけで、給付が無駄に消費されて終わるといった批判もあります。

確かに、稼得可能な所得がUBIと大差ない所得水準の人々に及ぼす影響は、判断が難しいところです。金銭的な尺度に加え、労働に対する価値観や、人生満足度・幸福度といった要素も勘案する必要があります。

この点に関して、2017～18年にフィンランドで実施されたUBIの実験プロジェクトの結果は、「雇用に対する大きな影響は見られず、勤労意欲の減退には繋がっていないと思われる」、「UBI受給者の幸福度(ウェルビーイング)は明らかに改善した」といったものでした。この実験は、失業者を対象に2年間にわたり月額560ユーロを支給するという内容で、全国レベルで法律に基づき、強制参加で実施された初の事例として注目されました。その後もUBI実験プロジェクトの企画は各国で続出しており、勤労意欲や雇用への影響についても、分析結果の蓄積が期待されています。

巨額の財源問題

年間10万円でも、1.2億人に支給すれば12兆円です。少額とはいえ、全ての個人に対し継続的な給付を行なうとなると、巨額の財源確保が必要になります。財源問題がUBIの最大の難点と言っても過言ではありません。

むろん、必要な財源の大きさは、UBIの水準をどう設定するかにより変わってきます。また、機能が重複する既存の社会保障制度を縮小すれば、UBIの財源とすることが可能になります。もっとも、既存の制度の完全代替は現実的ではないので、何を削って何を残すかといった議論になりますが、そこでの優先順位付けと合意形成は多大な困難を伴うことが予想されます。

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村證券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村證券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。

追加的な財源を追求する場合は、個人所得税、法人税、消費税、物品税、資産税、社会保障税、環境税、利用料、ロイヤリティなど幅広い候補について、利点・難点を多面的に検討することが重要です。「ロボット税」(ロボットや人工能による収益への課税)を充ててはどうかという新種のアイデアも出てきています。

日本への導入の余地

日本の所得保障の仕組みは、生活保護制度を中心に、複数の社会保障・社会福祉制度から成り立っています。少子高齢化の進行、非正規職員の増加を含む働き方の多様化など、様々な理由で既存の制度の対応力が問われていたところへ、今般の新型コロナ禍が生じました。

「想定外の事態」への対応力や、格差拡大・社会的矛盾への対応力といったUBIの長所は、日本から見ても魅力的なものはあります。日本の政策当局者もUBIへの関心を示しており、例えば2020年8月27日、自由民主党の「Withコロナ・Afterコロナ 新たな国家ビジョンを考える議員連盟」より、「社会権の確立による経済社会の安定へ 所得・資産、給付口座情報の把握とベーシック・インカム(BI)等の給付水準・財源分析を求め」という中間提言が出されました。同議員連盟会長の下村博文衆議院議員は、菅政権で自民党政調会長に就任しています。また、菅首相の「ブレン」の一人とも報じられる竹中平蔵 東洋大学教授が、著書『ポストコロナの「日本改造計画」』(PHP研究所、2020年7月)の中で、「ポストコロナ構想会議」の設立を提言し、そこで扱うべき6つのテーマの1つとして、月額7万円のベーシック・インカムを挙げています。

対GDP比200%を超える政府債務を抱える日本で、仮にUBIを導入しようとするなら、持続的で強固な財源を、制度導入に先行して確保することが絶対条件となります。また、年間の給付費が126.8兆円(2020年度予算)という大規模な社会

保障制度が既に存在する以上、白地に絵を描くような訳にはいきません。十分な移行期間が必要となりますので、制度変更に対する幅広い国民の支持と、長期にわたる政治のコミットメントが求められます。

また、寛容な響きとは裏腹に、UBIは、個人に対し、強固な自己規律を求める制度と言えます。使途に関する制約は一切ないので、受け取った資金をどう活かすかは全て本人次第です。UBIは基礎的な所得保障を目指す制度ですから、それによりカバーされないニーズは、個人が自己責任で備えることが前提となります。金融リテラシーの向上や、iDeCo、NISAといった個人向け資産形成制度の強化など、自助努力支援との政策ミックスが整合的となり得ます。

冒頭で述べたUBIの特性を全て備えた制度の導入は、日本を含む先進諸国において必ずしも現実的ではないと思われれます。一方で、足下のUBIの議論の盛り上がりや、既存制度の長年の課題解消に上手に活かすことは、考える余地があるのではないのでしょうか。この機会に、日本は何をすべきなのかを見極めることが重要でしょう。

— 次号のお知らせ —

次号は

11月24日(火)

発行予定です。

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村證券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村證券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。

野村証券からのお知らせ

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.43%(税込み)(20万円以下の場合は、2,860円(税込み))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

野村証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

弊誌の記事はバックナンバーも含めて野村年金マネジメント研究会のホームページでご覧頂けます。当ホームページは、年金スポンサー限定のサービスとなっております。ご利用を希望される方は、次のURLにてご登録をお願い致します。

<http://nenkin.nomura.co.jp>

編集:野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター、野村資本市場研究所

発行:野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター(野村年金マネジメント研究会事務局)

〒100-8130 東京都千代田区大手町2-2-2
アーバンネット大手町ビル
TEL: 03 (6703) 3991 FAX: 03 (6703) 3981
Email: nenkin@jp.nomura.com

このレポートは、年金基金運用および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運用および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。